食品衛生トピックス《2015/05/07》

〇食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令について

輸入時の検査の結果、オーストラリア産アーモンドの加工品からアフラトキシンが検出されたことを踏まえ、オーストラリア産アーモンド加工品が検査命令の対象となりました。

検査命令日:平成27年5月7日

対象国:オーストラリア

対象品目:アーモンド加工品(アーモンドを30%以上含有するものに限

る。)

検査項目:アフラトキシン

【 アフラトキシン 】

発がん性を有するカビ毒(アスペルギルス属の真菌により産生される) の一種

【 違反の内容 】

品名:ALMOND OIL

輸入者:0000 株式会社

製造者: GREEN TOSCA PTE. LTD.

届出数量及び重量:300 瓶、0.14 トン

検査結果:アフラトキシン 69 μg/kg 検出(基準:含有してはならない)

届出先:大阪検疫所

日本への到着年月日:平成27年4月17日

違反確定日:平成27年5月1日

貨物の措置状況:全量保管中